

春日部市議会委員会条例の一部を改正する条例

春日部市議会委員会条例（平成１７年条例第２０９号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。 総務委員会 <u>８人</u> 秘書室、広報広聴室、危機管理防災室、総合政策部、総務部、市民部、工事検査室、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項を除く。）及び市民窓口課、出納室、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 厚生福祉委員会 <u>８人</u> 福祉健康部、庄和総合支所福祉課及び健康保険課並びに市立病院及び看護専門学校の所管に属する事項 建設委員会 <u>８人</u> 建設部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項 教育環境委員会 <u>８人</u> 環境経済部、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項に限る。）、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項 （議会運営委員会の設置） 第４条 ２ 議会運営委員会の委員の定数は、<u>８人</u>とする。	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。 総務委員会 <u>９人</u> 秘書室、広報広聴室、危機管理防災室、総合政策部、総務部、市民部、工事検査室、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項を除く。）及び市民窓口課、出納室、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 厚生福祉委員会 <u>９人</u> 福祉健康部、庄和総合支所福祉課及び健康保険課並びに市立病院及び看護専門学校の所管に属する事項 建設委員会 <u>９人</u> 建設部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項 教育環境委員会 <u>９人</u> 環境経済部、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項に限る。）、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項 （議会運営委員会の設置） 第４条 ２ 議会運営委員会の委員の定数は、<u>９人</u>とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。